

# 特定健診の受診をお忘れなく

特定健診の受診率は、当組合が支払う後期高齢者支援金に影響を与えており、受診率が低いと支援金が増額される場合があります。皆さんの短期給付掛金が増える可能性もあります。

また、定期的な受診は、生活習慣病等の早期発見・早期改善にもつながりますので、年1回の受診を心がけましょう。

年に一度のお約束

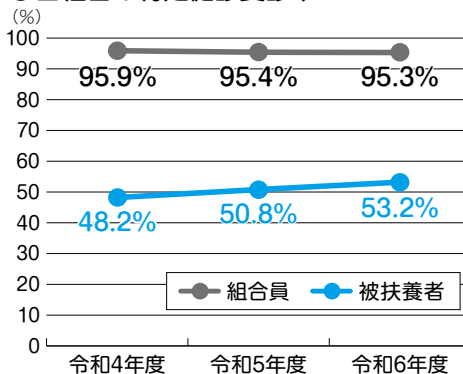
## 40歳以上75歳未満の被扶養者の皆さんへ

### 特定健診の受診方法

- ① 市町村が実施する住民健診
- ② 集合契約医療機関  
(当組合ホームページで確認できます。)
- ③ 人間ドック
- ④ 全国巡回健診  
(現職組合員の女性被扶養者のみ)

①と②の場合は、5月下旬にご自宅へ送付している特定健康診査受診券が必要となります。

○当組合の特定健診受診率



特定健診のページはこちら



特定健康診査受診券 見本▶



### 特定健診未受診の方へ受診勧奨通知を送付しました

9月中旬に、特定健診を受けていない被扶養者へ受診勧奨の通知をお届けしましたので、内容を必ず確認してください。

## パート先等で受診した健診結果票の提出のお願い

### 提出していただいた方にQUOカード(1,000円分)を進呈

特定健診の受診率向上のため、40歳以上75歳未満の被扶養者に、パート先等で受けた健康診断の健診結果票(写)の提出をお願いしています。特定健診の必要項目を満たした健診結果票(写)を提出いただいた方には、**QUOカード(1,000円分)**を進呈しています。

詳細については、本年5月下旬に送付しました特定健康診査受診券に同封しています案内をご覧ください。



### 注意

「特定健康診査受診券」を利用した特定健診(住民健診・集合契約医療機関・全国巡回健診)、または人間ドックを受診した方は対象になりません。

※「特定健康診査受診券」を紛失した場合等は再交付しますので、「特定健康診査受診券再交付申請書」を共済事務担当課をとおして提出してください(当組合ホームページ「申請書類一覧」からダウンロードできます)。

お問い合わせ先

医療健康課(健康増進係) TEL 029-301-1413